

一九九〇年出土の木簡

概 要

本号には、昨年度の研究集会で「一九九〇年木簡出土遺跡」として報告されたものを基本に、その後九〇年度末までに新たに木簡の出土が知られた遺跡を加えて、総計五一遺跡の報告を収めることができた。この中には、八九年以前出土分に関する報告が一二件含まれるので、九〇年度出土分は三八件となる。発掘調査などで多忙をきわめておられるなか、貴重な報告をお寄せいただいた関係機関ならびに調査担当者・執筆者の方々のご尽力に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご協力をお願いする次第である。

本号に収載した木簡出土遺跡及び出土木簡の点数は別表のとおりである。時代的には、古代の木簡が出土した遺跡が約六〇%を占め、中世が約二三%、近世が約一七%の割合であった。地域的には、毎年報告をいただいている平城宮跡が九〇年度は出土がなく、やや寂しい感もあるが、東北から九州まで多様な遺跡から豊富な木簡が出土し、例年と遜色のない内容となっている。こうした機会に、平城

宮以外木簡にじっくり眼を向けていただくこともよいと思う。また、木簡新出遺跡は三四カ所に及び、今後も各地域での出土例の増加に期待を抱かせる状況といえる。

以下、各遺跡の出土木簡について概観したい。

都城では、藤原宮跡で留守「省」宛の牒、召文などの興味深い事例が報告されている。長岡京跡では、京の北東隅の河川から、在京の「大宰府宰」の直廬に宛てたと考えられる塩の付札が出土した。一方、京の南東隅の河川では筑前国嘉麻郡の米荷札が出土している。その性格については別途考察を要するが、大宰府管内から京進された米の事例として注目される。長岡京跡推定東市の近辺で出土した告知札は、迷子を探すという内容の面白さもさることながら、「往還」の人々に告知するとの文言をもつものとしては最も古く、その形状からも告知札のはじまりを考えさせるものである。

山田寺跡からは、經典の出納・検定のため作成された木簡や経帙の題籤が出土し、奈良時代中頃から平安時代初期の山田寺の組織・機構の一端や教学の様子が判明するという貴重な成果をあげた。

本年の古代の出土木簡は、むしろ畿外の遺跡においてその特徴を

木簡出土遺跡一覧

遺 跡 名	所 在 地	点 数	木簡の年代	遺跡の性格
平城京跡左京三条三坊十二坪	奈良県奈良市	2	古 代	都 城
東大寺旧境内 三社池	"	7	近 世	寺 院
藤原宮跡内裏東方官衙	奈良県橿原市	80	古 代	宮殿・官衙
藤原京跡右京七条二坊	"	1	"	都 城
※ 山田道跡	奈良県明日香村	4	"	"
山田寺跡	奈良県桜井市	8	"	寺 院
長岡京跡(1)左京	京都府京都市	5	"	都 城
" (2)左京	京都府向日市	3	"	"
○ " (3)左京・右京	京都府長岡京市	11	"	"
※ 今里城跡	"	1	中 世	城 館
鳥羽離宮跡	京都府京都市	9	"	離 宮
※ 壬生寺境内遺跡	"	1	古 代	都 城
※ 里遺跡	京都府綾部市	1	"	集 落
大坂城跡	大阪府大阪市	16	近 世	城郭・城下町
※ 住友銅吹所跡	"	13	"	銅精錬所・豪商住宅
※ 山之内遺跡	"	1	中 世	鑄 造 跡
※ 勝山遺跡	"	1	"	遺物包蔵地
※○新金岡更池遺跡	大阪府堺市	1	"	耕 作 地
※○豊嶋郡条里遺跡	大阪府吹田市	2	"	条 里
※○五反島遺跡	"	4	"	河 道
※○上小名田遺跡	兵庫県神戸市	1	近 世	集 落
吉田南遺跡	"	15	"	"
※ 明石城武家屋敷跡	兵庫県明石市	25	近世～近代	城 下 町
※ 今宿丁田遺跡	兵庫県姫路市	1	古 代	河 道
袴狭遺跡	兵庫県出石町	6	"	祭祀・集落
※ 伊賀国府推定地	三重県上野市	2	"	官衙・集落
○瀬名遺跡(10区)	静岡県静岡市	1	"	水 田
※○忍城跡	埼玉県行田市	2	近 世	城 郭
※ 市原条里制遺跡	千葉県市原市	1	古 代	水 田
※○鉢形地区条里遺跡	茨城県鹿島町	5	中 世	水 田
※○石田三宅遺跡	滋賀県守山市	1	古 代	集 落
※ 斗西遺跡	滋賀県能登川町	1	"	"
一乗谷朝倉氏遺跡	福井県福井市	2	中 世	城館・城下町
※○浄水寺跡	石川県小松市	1	古 代	寺 院
※ 上荒屋遺跡	石川県金沢市	53	"	荘 園
※○田中遺跡	石川県富来町	1	"	集 落
※ 八幡林遺跡	新潟県和島村	3	"	官 衙
※ 緒立C遺跡	新潟県黒埼町	3	古代・中世	官衙・集落
※ 的場遺跡	新潟県新潟市	5	古 代	"
※ 荒田目条里制遺構	福島県いわき市	1	"	官衙・水田
※ 柳之御所跡	岩手県平泉町	7	"	居 館
※ 矢野遺跡	島根県出雲市	1	中 世	集 落

1990年出土の木簡

※ 岡山城二之丸跡	岡山県岡山市	3	近	世	城	町
草戸千軒町遺跡	広島県福山市	1	中	代	集	下
※ 長登銅山跡	山口県美東町	62以上	古	世	製	落
※ 東山崎・水田遺跡	香川県高松市	3	近	代	集	製
※ 鴻臚館跡	福岡県福岡市	73	古	世	集	落
大宰府跡(不庁地区)	福岡県太宰府市	14			官	衙
○観世音寺跡(東辺中央部)	"	1		"	寺	"
※ 多田遺跡	佐賀県白石町	3		"	集	院
※ 上高橋高田遺跡	熊本県熊本市	1	中	世		落

※は木簡新出遺跡 ○は1989年以前出土遺跡

明らかに示す豊かな内容を持つ。
このうち、鴻臚館跡と荘園の現地
経営の実情がうかがえる石川県の
上荒屋遺跡については昨年度の研
究集会でご報告いただいた木簡の
収載である。山口県の長登銅山跡
は、銭貨鑄造や東大寺大仏に料銅
を供給する律令国家の銅生産機関
としてきわめて魅力的な遺構・遺
物を持ち、生産管理の実態を示す
記録簡や、税物貢納システムを究
明する上で重要な資料となる調庸
物の荷札などが多数出土した。新
潟県では、越後国府との関連性は
もとより、日本海を介した広域
のつながりを感じさせる官衙的性
格をもつ遺跡の発見が相次いだ。
「沼垂」城柵に関する断簡や「郡
司符」の召文が廃棄された八幡林
遺跡、「狄食」木簡が出土した的
場遺跡、倉庫様建物を検出し容器

類を列記した木簡が出土した緒立C遺跡の三遺跡で、今後全容の解
明が進められることを期待したい。

平泉町の柳の御所跡は、一一世紀末からほぼ百年間の奥州藤原氏
の居館跡と考えられ、居館内の生活や生産活動を反映する木簡が出
土している。その他に、道教または仏教と関わるかとされる「道師」
木簡が出土した滋賀県の斗西遺跡、山間の寺院の宗教活動の一端を
示す石川県の浄水寺跡なども注目される。

中世・近世については、例年どおり宗教関係のもの(呪符・卒塔婆
・柿経)の出土例が多い。鳥羽離宮南方の大溝からは水葬に伴う建
仁三年(一二〇三)銘供養札ほか多くの一括遺物が出土し、離宮存統
期の土地利用のあり方を示した。東大寺三社池出土の絵塔婆は『多
聞院日記』に名のみえる興福寺僧の卒塔婆堂の一部と具体的に判明
した例である。河道に柿経などを流し(五反島遺跡他)、井戸に呪符
を入れる(山之内遺跡・新金岡更池遺跡)など、水辺と祭祀の関わりを
示唆する事例が多い。また、水田・耕作土内からの呪符の出土(豊
嶋郡条里遺跡他)も目につく。一概に集落などから流れついたともい
えず、発掘調査成果の検討とともにまじない札を水口にさす農村の
民俗例などを充分に検討する必要がある。農民の精神生活を読み
解いていくには、社寺を精神的ささえとした村落共同体の祭祀のあ
り方も視点にいれておきたい。

これも報告例の増加している城跡・城下町関係では、大坂城跡で

城内の消費生活を物語る荷札木簡が出土しているのをはじめ、長岡京市の今里城跡で大永二年（一五三）銘木簡に記す人名が同年作成の「小塩庄帳」で確認されるなど、五遺跡から報告があった。

近世の都市で特筆すべき内容をもつものに、遺跡保存問題でも関心と呼んだ住友本家住宅・銅吹所跡出土の銅山から送られた荷札がある。さらに、明石城武家屋敷跡からは近代の「林兼」商店に関する木簡も報告されている。現存する諸資料によってきわめて具体的な成果を手にすることがこれらの木簡群を眼のあたりにすると、改めて、古代木簡の形式・内容分類では律しきれない中・近世木簡について概念を明確にし、体系化する試みが必要との思いを強くする。中・近世史、民俗学など幅広い分野の方々のご協力を得て、その成果を会誌に活かしていきたいものである。

なお、九〇年とそれ以前に木簡が出土した遺跡のうち、種々の事情から今回収載できなかったものとして、京都府高内親谷築跡・兵庫赤穂城本丸跡・石川県横江荘家跡・宮城県山王遺跡・山形県月記遺跡・広島県尾道遺跡・佐賀県姉川城跡・同県城原三本谷南遺跡などがある。まだ他にも掌握できていない遺跡もあるかと思われる。本誌ではできるだけ補足していきたいと考えているので、関係機関ならびに読者諸氏に情報収集のご協力をお願いする次第である。

（清水みき）

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」

「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は

「井」「井」「𠂔」等についてのみ使用した。

一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、積文に加えた符号は次の通りである（六頁第1図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

×× 抹消された文字であるが、字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。